

墨田区消費者ニュース

令和4年5月発行 第186号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



令和4年4月から成人年齢が18歳になりました。 一度結んだ契約が取り消しにくくなります！

親の同意を得なくても、携帯電話やクレジットカードが契約、部屋を借りる契約等ができるようになりました。自由度が増す反面、大人としての責任が求められるようになり、一度結んだ契約が取り消しにくくなります。

また、若い世代を狙った悪質商法の増加が見込まれ、高額な情報商材（儲ける方法を教える教材等）やエステサービスの契約を迫られたり、SNSでの投稿をきっかけにモデルのオーディションに参加した結果、高額なレッスン料を払う契約を結ばされたりすることがあります。その他にも、出資すれば高配当が得られるといった嘘のもうけ話を持ち掛けられることもありますので、注意が必要です。

【消費者被害にあわないためのポイント】

軽い気持ちで契約しない
うまい話に飛びつかない
ネットの情報に流されない

契約をせかす者は相手にしない
借金をしてまで契約しない

* 国民生活センター資料より

豆知識 成人年齢引き下げでこう変わる！

- ・親の同意がなくても契約できる（携帯電話、ローン、クレジットカード等）
- ・10年間有効なパスポートを取得する
- ・公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る
- ・結婚（女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に）

【20歳にならないとできないこと】

- ・お酒を飲む ・たばこを吸う ・競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う ・養子を迎える ・大型・中型自動車運転免許の取得（大型自動車運転免許の取得は21歳以上）

* 内閣府ホームページより

利用していないサブスクは解約手続きをする必要があります！ 予期せぬ請求トラブルに注意

【相談事例】

パソコンの操作方法を調べるために、ネットで検索して専門家に相談できる有料サイトに登録してクレジット番号を入れた。トライアル期間は500円と書かれていたが、毎月4500円が引き落とされている。2か月後に気がついたが解約の方法がわからない。

【アドバイス】

「サブスクリプション」（以下サブスクという）とは、決められた料金を定期的に支払うことにより、一定期間、商品やサービスを利用できるしくみのことです。一般的に一度契約すると、解約手続きを取らない限り、自動的に支払いが継続されます。消費者センターには、サブスクの相談が多く寄せられています。

トライアル期間と表示されていても、トライアル期間に解約しなければ、自動的に通常契約に移行されます。また、トライアル期間が終了し、通常契約に移行するお知らせがされない場合もあります。契約する前に、規約等でトライアル期間や解約手続きについて確認しましょう。

解約する場合は、事業者のホームページなどの手続きする必要があります。正確に解約手続きができていないと、サブスクの契約は継続になり、定期的に定額料金が発生するのでご注意ください。

トラブルになった場合は、消費者センターへご相談させてください。

すみだ消費者センター相談室



相談専用
ダイヤル

— まずは電話でご相談ください —
5608-1773

■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図

